

京都市告示第372号

生活保護法による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）による介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防・日常生活支援若しくは介護予防ケアマネジメントに基づくプラン又は施設介護を担当する機関から、生活保護法第50条の2及び第51条第1項（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定による事業の廃止等の届出がありました。

令和8年9月18日

京都市長 松井 孝治

介護機関廃止

サービスの種類	名 称	所 在 地	廃止年月日
居宅療養管理指導	いちご薬局	伏見区石田森南町32-1 醍醐バインクレスト105号	令和8年2月28日
介護予防居宅療養管理指導	いちご薬局	伏見区石田森南町32-1 醍醐バインクレスト105号	令和8年2月28日

介護機関休止

サービスの種類	名 称	所 在 地	休止年月日
居宅療養管理指導	有限会社新生薬局	上京区丸太町通河原町東入駒之町 535-1	令和7年8月1日
介護予防居宅療養管理指導	有限会社新生薬局	上京区丸太町通河原町東入駒之町 535-1	令和7年8月1日

（保健福祉局福祉のまちづくり推進室）